

## 登録電気工事業の承継の届出

電気工事業者が当該登録に係る譲渡又は相続若しくは合併により承継する場合は、承継のあった日から30日以内に届出してください。

また、承継に伴い登録事項等に変更があるときは、登録事項の変更の届出も併せて行ってください。なお、手数料は、登録証の書換に対して発生するため、承継届、変更届のどちらかに証紙を貼り付けてください。

個人から法人又は法人から個人への組織変更は承継届が必要ですが、有限会社から株式会社又は株式会社から有限会社への組織変更は社名変更（変更届）になります。

提出書類	譲渡による承継	選定相続による承継	相続人を選定しない承継
登録電気工事業承継届出書（様式第6）	◎※1	◎※1	◎※1
電気工事業譲渡証明書（様式第8）	◎		
登録電気工事業者相続同意証明書（様式第9）		◎	◎
登録電気工事業者相続証明書（様式第10）			◎
申請者の欠格事由に関する誓約書	◎	◎	◎
登記事項証明書（法人）	◎	◎	◎
戸籍簿謄本		◎	◎
登録証（原本）	◎	◎	◎
手数料2,200円（県証紙）	◎	◎	◎

◎印の書類が必要です。

※1 以下の場合、経済産業大臣への申請となります。

- 経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者が都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者の地位を継承したとき。
- 都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者が経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者の地位又は他の都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者の地位を承継したとき。
- 登録電気工事業者でない者が、同時に、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者の地位を継承したとき、又は都道府県知事の登録を受けた二以上の登録電気工事業者の地位を承継したとき（その登録をした都道府県知事が同一であるときを除く。）

様式第6（第6条）

県証紙貼付欄（消印を押さないでください）

登録電気工事業者承継届出書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

連絡先Tel

登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事業者の業務の適正化に関する法律第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	
承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	
被承継者に関する登録証の添付の有無	

- （備考）
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - ×印の項は、記載しないこと。

様式第8（第6条）

電 気 工 事 業 譲 渡 証 明 書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

和 歌 山 県 知 事 殿

譲り渡した者 住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては代表者の氏名

譲り受けた者 住 所  
氏名又は名称  
法人にあつては代表者の氏名

次のとおり電気工事業の譲渡について証明します。

- 1 登録を受けた年月日及び登録番号
- 2 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類
- 3 譲渡の年月日

---

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第9（第6条）

登録電気工事業者相続同意証明書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所

\_\_\_\_\_

証明者

氏 名

\_\_\_\_\_

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所
- 4 相続開始の年月日

- 
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工産業規格A4とすること。  
2 証明者の項は、登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名捺印すること。  
3 ×印の項は、記載しないこと。  
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第10（第6条）

登録電気工事業者相続証明書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

住 所

証明者

氏 名

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所
- 4 相続開始の年月日

- 
- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 証明者は2人以上とすること。
  - 3 ×印の項は、記載しないこと。
  - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。